

昭島市立玉川小学校 P T A 会 則

第 1 章 名 称

第 1 条 この会は昭島市立玉川小学校 P T A といひ、事務所を学校内におきます。

第 2 章 目 的

第 2 条 この会は日本国憲法、教育基本法の精神を尊重し、児童の幸福とすこやかな成長をはかるために、保護者と教職員が協力して会員の教養を高め、家庭、学校、地域社会の教育力の向上につとめます。

第 3 章 方 針

第 3 条 この会は、第 2 条の目的を達成するために、次の方針にしたがって活動します。

1. この会は教育を本旨とする自主独立の民主団体で他のいかなる団体、機関からの統制・干渉も受けません。
2. この会は学年学級の活動を中心に、会員相互の理解親睦を深めます。
3. この会は児童福祉のため他の団体や機関と協力し、教育的環境の整備につとめます。
4. この会は特定の政党や宗教にかたよることなく、また営利的活動もしません。
5. この会は教育問題で意見はのべますが、学校の管理、運営、人事には干渉しません。

第 4 章 会 員

第 4 条

1. この会の会員は、この学校の児童の保護者（又はこれにかわるもの）および教職員とします。
2. この会の会員は、平等の権利と義務をもちこの会のすべての会議を傍聴することができます。

第 5 章 役員、委員および会計監査

第 5 条 役員および会計監査

- | | | |
|---------|-------|--------------------------------|
| 1. 会 長 | 1 名 | （保護者 1 名 選考委員会により選出） |
| 2. 副会長 | 3 名以上 | （副校長 1 名、保護者 2 名以上 選考委員会により選出） |
| 3. 会 計 | 3 名 | （教職員 1 名、保護者 2 名） |
| 4. 庶 務 | 3 名 | （教職員 1 名、保護者 2 名） |
| 5. 書 記 | 2 名 | （保護者 2 名） |
| 6. 会計監査 | 2 名 | （前年度 会計担当、保護者 2 名） |



(改定案)

1. 会 長 1名 (保護者 1名 立候補及び推薦により選出)
2. 副会長 1名以上 (保護者 1名以上 立候補及び推薦により選出)
3. 会 計 1名以上 (保護者 1名以上、立候補及び推薦により選出)
4. 会計監査 1名以上 (保護者 1名以上、立候補及び推薦により選出)
5. P T A担当 3名 (教職員 3名)

(改定の目的)

- ・ 人員不足により、選考委員会を設けることが難しいため、選考委員会を廃止
- ・ 人員不足により、副会長、会計、会計監査の人数を減員し、庶務及び書記の役職は廃止
- ・ 人員不足により、会計監査は前年度会計担当に関わらず、立候補及び推薦により選出
- ・ 働き方改革に伴い、教職員の役職は一律P T A担当とする

第6条 委 員

1. 学年クラス委員 各クラスより2名
2. 学年クラス委員長 各学年1名 ※1～5学年クラス委員長は選考委員を兼ねる
3. 広報委員 各学年より1名以上
4. ベルマーク委員 学クラスより1名
5. 学年本部役員 各学年より1名



(改定案)

学年クラス委員、学年クラス委員長、広報委員、ベルマーク委員、学年本部役員について、立候補者が不在の場合は委員の選出及び活動は原則的に無しとします。

(改定の目的)

- ・ 人員不足により、活動が厳しいため

第7条 役員および会計監査の任務

1. 会長はこの会を代表し総会、全体委員会および役員会を召集しその決定にもとづいて会務をまとめます。
2. 副会長は会長をたすけ、会長不在の折は代行します。
3. 会計は会計業務を処理し会計報告をします。
4. 庶務は会の運営の世話にあたります。
5. 書記は記録を取り、その内容を会員に知らせます。
6. 会計監査は経理を監査し、その結果を総会の場で会員に報告します。



(改定案)

- ・ 庶務及び書記は役職廃止のため、4と5を削除
- ・ 会計監査は経理を監査し、その結果を総会において会員に報告します。ただし、やむを得ない事情により総会に出席できない場合は、書面または本部役員による代読等の方法により報告することができます。(追加)

第8条 委員の任務

1. 学年本部役員は役員会の任務を分担するとともに、学年活動の補佐をします。
2. 学年クラス委員長は、学年活動について、実施計画書ならびに報告書を役員会に提出します。また、1～5学年クラス委員長は、次期会長、副会長を選出する選考委員を兼ねます。なお、5学年クラス委員長を選考委員長とします。
3. 学年クラス委員は学年活動を推進します。
4. 広報委員は、広報「たまがわ」の編集並びに発行を担当します。ただしその内容については、常に本部と相談し、全体委員会において報告しつつ、編集作業を進めます。
5. ベルマーク委員は、「ベルマーク」の収集活動を行ないます。また、その内容については、全体委員会において報告します。



(改定案)

「ただし、1～5については、委員の選出があった場合に限り」の一文を最後に追記

第9条 役員、委員および会計監査の選出

1. 委員は3月もしくは4月の保護者会でクラスごとに選出します。
2. 学年本部役員、学年クラス委員長及び広報委員は互選により1名ずつこれにあたります。但し、学年本部役員と広報委員は異なるクラスから選出し、2クラス以上の学年の広報委員は1名以上とします。
3. 会長、副会長は選考委員会により選出します。
4. 学年本部役員は会計、庶務、書記を互選で分担します。
5. 会計監査は前年度会計担当が選出されます。



(改定案)

- ・ 1、2、4は、委員廃止のため削除
- ・ 3. 会長、副会長は、立候補及び推薦のあった会員の中から、総会の承認を得て選出します。(変更)
- ・ 5. 会計監査は、前年度の会計担当者または立候補及び推薦のあった会員の中から、総会の承認を得て選出します。(変更)

第10条

1. 委員の任期は定期総会から翌年の定期総会までとします。
2. 役員の任期は1年とし再選は認めますが、同一役職は3年までとします。但し、会計および会計監査は1年とします。



(改定案)

2. 役員の継続年数については、候補者または推薦者が不在の場合に限り、同一役職の継続年数の制限を設けず、柔軟に対応できるものとします。(変更)

第6章 機 関

第11条

1. 総会

2. 全体委員会

3. 役員会

4. 各委員会



(改定案)

全体委員会、役員会2、3は削除

第12条

1. 総会は本会の最高議決機関で毎年度初めに定期総会を開きます。

2. 臨時総会は全体委員会が必要と認めた時、又は会員10分1以上の要請があった時に開くことができます。



(改定案)

2. 臨時総会は会員の10分の1以上の要請があった時に開くことができます。(変更)

第13条 定期総会は次のことを行います。

1. 活動報告、活動計画案の検討と承認
2. 決算、予算案の審議と承認
3. 役員、会計監査の承認
4. その他の重要事項

第14条 総会は委任状を含め、構成員の二分の一以上をもって成立し、議決は出席者の過半数の同意を要します。



(改定案)

総会は書面または電磁的方法でも有効とし、委任状を含め構成員の過半数以上をもって成立します。議決は総会、書面または電磁的方法において、委任状を含め総会出席者または回答者数の過半数以上の同意を要します。

第15条 全体委員会は総会の決定にもとづきPTA全体としての活動について審議し実行します。またこの会は委員の1/3以上の要請があった時にも開くことができます。

第16条 役員会は役員で構成し各学年の連絡調整をはかるとともに、PTA全体としての活動を企画し全体委員会にはかります。

(改定案)

・第15条及び第16条は、全体委員会廃止のため削除

第17条 各委員会はこの会の基礎で各委員の活動を企画し運営します。

(改定案)

・各委員会はこの会の基礎で各委員の活動を企画し運営します。ただし、委員の立候補者が不在の場合は無しとします。(追加)

第7章 会 計

第18条 この会の経費は会費でまかない、金額は総会で決めます。

1. 会費納入期間

前期 4月1日より2学期始業式前日

後期 2学期始業式より3月31日

2. 途中入会

4月1日より2学期始業式前日迄は前期分より納入

2学期始業式前日より2学期終業式迄は後期分のみ納入

3. 本部の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 慶弔規定

第19条 弔慰、災害見舞金は次のように定めます。

1. 会員、児童死亡の場合 弔慰金5,000円をおくる。
2. 会員、児童の傷病の場合(1ヶ月以上の入院) 見舞金2,000円をおくる。
3. 会員(教師)の配偶者、両親および子の死亡の場合、弔電を打つことができる。
4. 災害見舞いについては役員会でそのつど協議し決定する。
5. 教職員の離任・退職の際には、記念品をおくる。

第9章 付 則

第20条 この会則運用および会の運営をはかるため、全体委員会の承認により別に細則を設けることができます。

第21条 この会則の改定は総会出席者の2/3以上の同意を必要とします。

(改定案)

・この会則の改定は総会、書面または電磁的方法において改定を行うことができます。委任状を含め、総会出席者または回答者数の過半数以上の同意を要します。(変更)

第 2 2 条 この会則は昭和 5 9 年 5 月 1 2 日より実施します。

第 2 3 条 この会則は平成 1 5 年 5 月 2 2 日より実施します。

第 2 4 条 この会則は平成 1 7 年 1 月 2 7 日より実施します。

第 2 5 条 この会則は平成 1 9 年 4 月 2 7 日より実施します。

第 2 6 条 この会則は平成 2 9 年 5 月 1 1 日より実施します。

第 2 7 条 この会則は平成 3 0 年 5 月 1 0 日より実施します。

第 2 8 条 この会則は令和 8 年 5 月 2 0 日より実施します。